

令和5年御宿町議会第2回臨時会会議録目次

招集告示	1
第 1 号 (11月28日)	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
町長挨拶及び提案理由の説明	5
会議録署名人の指名について	7
会期の決定について	7
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	7
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	18
議案第3号の上程、説明、質疑、採決	20
議案第4号の上程、説明、質疑、採決	22
議案第5号の上程、説明、質疑、採決	23
議案第6号の上程、説明、質疑、採決	24
議案第7号の上程、説明、質疑、採決	26
閉会の宣告	27
署名議員	29

告示第53号

令和5年御宿町議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

令和5年11月24日

御宿町長 石 田 義 廣

1. 期 日 令和5年11月28日

2. 場 所 御宿町役場議場

令和5年第2回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年11月28日（火曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(一般廃棄物(燃やすごみ)の広域処理の協議に関する基本協定の締結について)
- 日程第 4 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第4号 令和5年度御宿町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第5号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第6号 令和5年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第7号 令和5年度御宿町一般会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君
9番	椎木藤弘君	10番	田中とよ子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	渡邊和弥君
産業観光課長	埋田禎久君	税務住民課長	金井亜紀子君
建設水道課長	永石知功君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	米本貴志君		

事務局職員出席者

事務局長	市原茂君	主事	市川可奈君
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さんおはようございます。本日、令和5年御宿町議会第2回臨時会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和5年御宿町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会日より編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

（午前10時01分）

◎町長挨拶及び提案理由の説明

○議長（滝口一浩君） 次に、日程に先立ち石田町長からあいさつ並びに議案の提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日ここに、令和5年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今臨時会に提案いたします案件につきましては、専決処分の承認1件、条例案2件、補正予算案4件の計7議案をご審議いただきますが、開会に先立ちまして議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてですが、本案は、市原市と夷隅郡市2市2町における、一般廃棄物（燃やすごみ）の広域処理の協議に関する基本協定の締結について、専決処分を行ったものでございます。

本協定の締結にあたりましては、市原市からの協定締結協議から締結まで、議会を招集する時間的余裕がなかったことから地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年10月4日付で専決処分いたしましたものでございまして、同条第3項の規定により、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市原市と夷隅郡市2市2町が一般廃棄物（燃やすごみ）の広域処理に

ついて協議するため、協定を締結するもので、本協定の目的、相互協力、協議の実施、経費の負担等の基本的事項について定めるものでございます。

本議案につきましては、専決処分にかかる事務手続きにつきまして、不手際のありましたことをこの場をお借りいたしまして、改めてましてお詫びを申し上げますとともに、今後このようなことのないよう十分に留意してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、特別職の職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

議案第4号 令和5年度御宿町水道事業会計補正予算案（第2号）についてでございますが、今回提案いたします補正予算第2条収益的支出は、令和5年度御宿町水道事業会計当初予算、第3条収益的支出を35万4,000円増額するものでございます。

内容といたしましては、人事院勧告等に伴う人件費の調整でございます。

議案第5号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）についてでございますが、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億590万3,000円とするものであります。

補正の理由は、人事院勧告等に基づく給与改定に伴う国保事務職員の給料、職員手当の増額でございます。

議案第6号 令和5年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第2号）については、歳入歳出ともに38万円を追加し、補正後の予算総額を11億3,041万9,000円とするものでございます。

本内容は、人事院勧告に伴う人件費について補正を行うものであり、補正財源につきましては、国からの交付金や一般会計からの繰入金のほか、令和4年度からの繰越金を充てました。

議案第7号 令和5年度御宿町一般会計補正予算案（第5号）についてでございますが、今回お願いいたします補正予算は歳入歳出ともに1,012万7,000円を追加し、補正後の予算総額を39億6,596万6,000円とするものでございます。

本補正予算の内容は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告等に基づく給与条例等の改正に伴い、特別職及び一般職職員の人件費の調整措置を行うものでございます。

ただ今、申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、

何卒、慎重なるご審議をいただきましてご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしく
お願いいたします。

◎会議録署名人の指名について

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

3番、塩入健次君、5番、土井茂夫君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（滝口一浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りとし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとし
することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（一
般廃棄物（燃やすごみ）の広域処理の協議に関する基本協定の締結について）を議題といたし
ます。

全町公園課長より、議案の説明を求めます。

伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） まず議案説明を始める前に、今回この専決処分の上程させ
ていただいておりますが、この件につきましては事務手続きについて不手際があり、大変申し
訳ございませんでした。

市原市との協定につきましては、事務手続きの中で議会の議決を求めるべきものであること
は承知をしておりましたが、協定のうち予算を伴うものとの認識の中で、年度ごとの負担に係
る協定について、12月議会で議決をお願いするため、議員協議会や産業建設委員会協議会に
ご説明をさせていただき準備を進めておりました。

手続きを進める中で、本来は基本協定について議会の議決をいただく必要があったのではないのかとの疑義が生じ、結果、基本協定を議決いただくべきであったと結論に至りました。このため、既に基本協定については協定締結に至ってしまっていますので、協定書に押印をした10月4日に遡り、専決処分の手続きをし、本臨時会へ提出させていただきました。

今後は、このようなことがないように努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、市原市と夷隅郡市2市2町における、一般廃棄物（燃やすごみ）の広域処理の協議に関する基本協定の締結について、御宿町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第16号の規定により議会の議決を求めるべきものでございましたが、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年10月4日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものです。

本協定の締結に至る経緯でございますが、御宿町を含む夷隅地域の3つのごみ処理施設では、施設の老朽化が進み、処理能力の低下や設備の故障など、将来にわたる施設の適正処理の確保が困難となってきたことから、夷隅郡市2市2町による広域ごみ処理施設の整備に向け取り組んできましたが、地元の理解が得られないことや事業費の増加によって、令和2年1月に広域ごみ処理事業が中止となっております。

このような状況の中、本年5月1日に夷隅郡市2市2町の首長で話し合い、一般廃棄物処理施設の整備を計画している市原市へ処理をお願いすることがベストとの考えで一致し、夷隅郡市2市2町の一般廃棄物処理について、5月25日付で協議の申し入れを行い、7月10日付けで、今年度から令和6年度かけて一般廃棄物処理施設整備基本計画を策定する中で協議を行う旨の回答をいただき、10月11日付で協議に関する基本協定書を結ばせていただいたものでございます。

それでは、添付してございます、協定書をご覧ください。

本協定につきましては、市原市、いすみ市、勝浦市、大多喜町、御宿町が一般廃棄物の広域処理について協議するため、協定を締結するとしております。

第1条は、本協定の目的です。本協議に関し基本的事項を定め、もって本協議の円滑な推進を図ることを目的としております。

第2条は、相互協力について。

第3条は、本協議の実施について。

第4条は、経費の負担について。

第5条は、疑義等が生じた際の規定で、協議して定めるものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。夷隅郡市内のごみを市原市に委託すると。そのための協定書の議案ということではありますが、専決処分ということで議案が調整されたわけですが、まあ私も議運の1メンバーでありまして、議案の調整方法についてですね、その日に委員長からこの議案のどこに専決の理由があるのかと。

専決は、一般的に災害等万事やむを得ない理由ということで理解をしているという委員長のご意見がありました。私もまったくそのように思います。そこで、まあ町長も と。そして今、事務方からも事務に不手際があったということで陳謝があったわけでありまして、具体的にどういう問題があったのかと、なぜ専決にしなければならなかったかというところで。

議長、細かく質問させていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（滝口一浩君） はい。

○8番（石井芳清君） それでまず最初に町長、この事業って言うんですかね、町長としてはこういう風に決断された理由。そしてまた、もしこれがきちんと計画通り進捗して、どの程度この関係性っていうのが続くんでしょうか。

この計画について町長はどのように受け止めておられるのかについて、まずお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（滝口一浩君） はい。石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、担当課長からご説明がありました通りでございましてですね。これまでまあごみ処理施設につきましてはね、2市2町でご案内の通り、いすみ市の山田地先に予定をずっと、設置するというところで、協議を進めてきたところですね。先般のある時期において、理由は地元の同意が取れないということとそれと、経費が非常に高くなってきた。

やはり同時にですね、ご承知のように2市2町郡市内の人口減少の進捗が非常に急進しておりますので、まあそういう中の判断でこの個別的にですね、2市2町の多額の費用をかけて施設をつくることは如何なものかという判断があったわけでございます。

そういう中でこの度ですね、2市2町で協議しまして、今後のごみ処理施設の体系と言いますか、どうするかということで、市原市に委託することがベターであるという結論に達したわ

けで。まあそれはそういった人口減少の背景とか、あるいは施設に関する概算費用のこととかありますけど、まあ詳細な比較はこれからですが、実際には当然委託する方が全体的に見て安価にできるということの中で、協議を申し上げたところ、市原市の方からもよろしいでしょうというご案内をいただいて、このような計画を進めることに至ったわけでありまして。

○議長（滝口一浩君） はい。8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。私は、この受け止めについてお伺いしたんです。経過については先ほど事務方から説明いただきました。長としてこの計画ですね、事業どのよう
うに受け止められておりますかと私は伺ったわけなんです。もう一度答弁いただきたいと。

○議長（滝口一浩君） はい。石田町長。

○町長（石田義廣君） まあ、先ほど申し上げましたように、2市2町で独自で施設をつくることよりも比較の中で非常にベターであると考えております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。議会にも一定の経過説明がございました。まあその中でいただいた資料の中で見ますとですね、今後のこの事務ですね、共用開始が14年と。それまで今町長がおっしゃられたね、様々なことを調整させていくと。そのための協定書ということでお伺いしております。

で、これ今町長もおっしゃられましたけども、かつて2市2町ですね、いすみの1箇所ですらというところで破綻したわけじゃないですか。そして、相変わらず随分経ちます。

で、説明の資料にもありますけども、各市町のゴミ処理センター、もうこれ以上改修がきかないところまで来てるわけじゃありませんか。で、これを見ますとこれから計画に20年、そして一般的に30年、40年。まあこれはもっと最新ですのもつと思いますので、どう見積もっても50年、これからですね、半世紀に渡って市原市にお願いするわけですよ、町長。そういうことですよ。で、過去も様々な経過があったわけなんです。

やはりこれ、やはりですね、長はですね、決意を持って臨む。そして、本当にこれをやるというならば、夷隅郡市結束してね、ことに当たるってことじゃないですか。で、特にその一員としての長の決意が求められるんじゃないですか。これ破綻したら、御宿町じゃないんですよ、これ。夷隅郡市のごみ処理が破綻するんですよ。そういう重大な1歩目がこの契約じゃないですか、協定なんじゃないんですか。そういう認識がおありじゃないってことなんですか。私の思いってのは間違ってますかね。どうですか、町長、最後。

○議長（滝口一浩君） はい。石田町長。

○町長（石田義廣君） まあおっしゃる通りでございます。私も同じ考えでございますが、今、伊藤課長から説明がございましたように、議決すべき事件の中に、協定に関して予算を伴うものとありまして、まあこの本協定の中において具体的な予算自体は入ってないんですよね。今後は当然そういう色んな事務が入ってますけど。

で、個別協定に集中して、検討を進めてきた中で漏れ落ちてしまったというような認識。それは課長のみならず、私の大きなミスであります。不手際でありますから、それをお詫び申し上げますわけでございます。そういう中で、しかしながら、そう言いながらも非常に認識が足らんじゃないかとかご指摘いただければ、それはそれとして真摯に受け止めます。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。まあお認めになりました。じゃあ具体的にどういふことがあったのかということについて、細かく質問させていただきたいと思います。

で、まず1点目でありますけども、私は10月1日、また再びこの議場に立つことができました。ですので、それ以前のことについては全く承知しておりません。ですので、10月1日以前にどういう時間に対する説明、また事務があったのかと。まあ先ほどの説明にもありました。そして、10月1日ですね、以降について議会やまた動きなどについてですね。細かく、何月何日どういうことか。まあ主なことですね。要するに長の動き、まあ議員が参加してってのが正確なんですかね。まあわかる範囲で報告を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） はい。10月1日前の行動、動きということでございます。まず先ほどご説明したように、5月1日に2市2町の首長が集まって申し入れをするという決断をさせていただいております。その後5月25日に首長の連盟によります協議の申し入れを出させていただいたところでございます。そのあと7月10日に協議について回答いただけたというところにつきましては、さっきご説明の通りでございます。8月4日に事務方での打ち合わせをさせていただいております。これにつきましては、今後のスケジュールですとか規模の考え方等、実務的なところの打ち合わせをさせていただいております。それから8月17日に議会の方に、議員協議会に、この広域化の進展、取り組みについてご説明をさせていただいております。それから9月28日、これにつきまして一般廃棄物の基本協定書の案がこれと合わせて、協議文書の案の最終的なものが、市原市からいすみ市を経由して町の方に届けられます。これが9月28日。これに基づいて中で事務手続きを踏んだというような流れになっております。以降は10月過ぎてからの日付ですけれども、10月2日に正式な基本協定書の協議書がいすみ市に市原市から届けられて、各市町が調印に至ったというのが10月前の流れで

ございます。以上です。

失礼しました。10月以降でございます。今、10月2日について基本協定書の締結が届けられたということでございます。それから基本協定書につきましては、いすみ市が押印した後、勝浦市、大多喜町とそれぞれ押印されて、10月4日に御宿町に大多喜町から届けられたというような経過でございます。

で、これに基づきまして、10月4日に御宿町で押印させていただきまして、いすみ市に10月5日に押印済みのものを4市町が揃ったものを届けさせていただいて、取りまとめがいすみ市でございましたので、いすみ市から市原市へ最終的に届けられ、市原市の押印を受けて、10月11日付けで締結となったものでございます。その後10月27日に議員協議会にてこの広域化の取り組みについて、改めてご説明をさせていただきました。その後11月16日に産業建設委員会協議会で費用負担のご説明をしております。同日、費用負担の協定につきましては、産業建設委員会が終わった後、最終的な案ということで市原市から受けてございます。こういった経過の中での事務手続きでございました。以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。今の答弁の中で1つ確認をしたいのですが、9月28日に協定書案というのが示されたと伺っておりますけども、これは何曜日なんですか。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 9月28日は木曜日になります。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番です。確か9月ですね、絆記念日というのが確かあったと思うんですね。で、その時は確か私は、普通一般的には議員にも招待状が出されるっていう。で、町長ね、先ほど私の意見と同意っていうことで、大変重要な案件であると同意されましたよね。そういう思いでやってきたということだと思うんですね。

で、その前ちょっと日程は私聞いてないんですけども、あの改選後ですね、選挙後に駅エレベーター設置委員会が開かれたということで、町長から説明を承りました。で、それも過半数前後ということで、当時議員からですね、解散後にきちんと行うべきではなかったかって意見が出されたという風に理解しております。そういうことも含めてですね、これに対する議会の説明、もしくは臨時議会と、それ確かに10月1日っていう節目はありますよ。で、調整、協議されたならば、その中で初議会がありましたよね。初議会でも一般議案やってる議会たくさんありますよ。それから決まった中で間髪を入れずに臨時議会開けるんじゃないですか。まあ

それは長の請求なわけですからね。それについて、多分議会としてね、落ちないって話は多分ないと思うんですね、大変大事なことです。

で、そういうことも含めましてですね、ちょっと次に移りたいと思います。で今、色々事務報告ありましたけども、一般的に起案書というものがあって、それぞれが職印をして、最終的には事務方から町長に渡って、最終的には町長が決裁をするという風に私理解しておりますので、その起案書を提出いただきたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） それではしばし、コピーしてご準備しますので。当時の決裁のものにつきましてはコピーをしてお配りします。5分程度で。

○議長（滝口一浩君） じゃあ暫時休憩いたします。

(午前10時33分)

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長（滝口一浩君） 議会運営委員会を開催し協議の上、資料を配布しました。質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。議運の委員長、また議長のご配慮によりまして、書類2つ配布をいただきました。ありがとうございました。

この起案書とはどういうものか。そして、またそれぞれ印鑑がついておるわけではありますが、その職務ですね、どういう内容なのか。それから先ほど質問いたしておりますけども、いつどいう形でどうしたのかとですね、なぜ専決したのかと、なぜ専決になったのかということも含めましてね、改めて説明をいただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） はい。時間をいただきましてありがとうございます。申し訳ございませんでした。

まず起案の押印、決裁の職責というご質問でございます。1番下に…。

○8番（石井芳清君） ちょっと議長よろしいですか。

○議長（滝口一浩君） はい。

○8番（石井芳清君） 決裁2つあるじゃないですか。そのことも説明いただきたいと。まず。

○全町公園課長（伊藤広幸君） まず下に鉛筆書きで、10月4日大多喜より、10月5日いすみ市へというメモ書きがある方の決裁をご覧ください。

こちらにつきましては、基本協定の最終案が示された段階で、この案でよろしいかという決裁をさせていただいたものでございます。この決裁のそれぞれの職責でございますが、まず起案者につきましては、清掃センターの担当の係長でございます。それから上の決裁欄をご覧くださいと思いますが、課長補佐、齋藤でございます。齋藤の方につきましては、センター長という位置付けで業務を行っております。それからその隣、課長は私、伊藤でございます。それからその隣、企画財政課長の印をいただいております。渡邊からいただいております。まあこれにつきましては、協定書の中で経費負担というものがございまして、財政課長の方に決裁をいただきました。それからその隣、殿岡総務課長でございます。これは総務課の行政班を統括して担当課長になります。それから最後、町長でございます。

それからもう1枚の決裁をご覧ください。こちらにつきましては、専決処分をするにあつての決裁でございます。

10月4日付けで専決処分するための決裁です。今回、議会に出させていただきました、案の方を決裁をいただく手続き。それから直近の議会に報告して良いかという併せての決裁になります。決裁をいたしました。職責については、先ほどと同様でございますが、案の段階で財政課長については、基本協定についてご了承いただいておりますので、これは専決手続きの中の決裁でございましたので、財政課長の方は押印をいただいけません。そういう資料になってございます。

あと、なぜ専決になったかということでございますけれども、先ほど私の謝罪の中でお話をさせていただきましたけれども、この協定につきましては、事務手続きの中で議会の議決を求めるべきものであることは承知をしていたということでございます。

また、協定のうち予算を伴うものとの認識の中で、年度ごとの負担にかかる協定について、12月議会で議決をお願いするため、議員協議会や産業建設委員会協議会にご説明をさせていただいております。また、準備を進めさせていただいております。手続きを進める中で、本来は基本協定について議会の議決をいただく必要があったのではないかと疑義が生じ、結果、基本協定を議決いただくべきであったと結論に至りました。

このため、既に基本協定については協定締結に至ってしまっておりますので、協定書に押印

した10月4日に遡り、専決処分の手続きをし、直近の本臨時会に提出をさせていただきました。まあこれが経過になってございます。以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。いくつかあるんですけども、2つ目のやつね、最後に説明した方なんですけど、専決処分ですが、この日付の中ではですね、10月4日に専決処分をしたとしか日付は入ってないですよ。だから、私、冒頭から経過について聞いているじゃないですか。先ほども質問しましたよね。それについて答えてない。きちんと答えて。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 大変失礼いたしました。この専決につきましては、疑義が生じた際、本来はということでご説明を差し上げました。その中でこの結論に至ったのが11月22日でございます。23日が休日でしたけれども、この中で24日の議会運営委員会の方にご提出させていただくために、手続きをさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。そのもう1歩手前のこれはどこを見ればいいんだ。9月28日の期間ですね。もう1つの起案書ですけども、これ今説明がありましたけども、企画財政課長、要するに長期に渡って予算が必要なものであるからして、企画財政課が財政運用の立場から押印を押したってことですよ。で、その次に印鑑を押したのは、これ総務課長じゃないですか。長期に渡って財政運用の必要性があるからチェックをしてもらった。どっかの条例に書いてありませんか。

この段階で判断しなきゃいけないんじゃないですか。きちんと財政運用する、事務方が必要だからって押印してもらってるわけじゃありませんか。財政運用をしてあげるってことを企画財政課長が認めたわけですよ。ですから押印したわけじゃないですか。企画財政課長ですよ。それを判断するのはどういう職責なんですか。大きな自治体ではきちんと法務部があります。法令や条例、規則の細かくチェックをします。そういう職責があなたの職責じゃないんですか。この時点で条例に該当すると判断しなければならなかったんじゃないですか。そのためにここに印鑑が押してあるんじゃないですか。そしたらあなたは普段からこういうことをきちんと見過ごしてきたってことなんですよ、事務として。町長おっしゃられましたね、非常に大切な大きな事業をやると。

私の同意されましたよね。それだけ大変なことだと思うんですよ。どうなんですか。

○議長（滝口一浩君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡豊君） 今回の専決議案の関係でございますが、ただいま石井議員さんご指摘いただきました通り、議会の議案に出すような案件について、しっかりと議決条例に該当しているかどうか。またこの事務処理が議決案件なのかどうか。また当然議会のことだけではなくて、知事への報告案件なのかどうか。そうしたものまでを含めて、私の配属しておる総務課が文書主管課というところでの公文書の管理の課になっております。そうしたところでは、今石井議員さんご指摘のとおりですね、私の方での判断において、本来しっかりと気付くべきであったという反省が残ります。こうした議会に上程すべき議案をしっかりと事務決裁の段階において、判断をできなかったというところについては、文書主管課長としては、反省が残るところでございます。こうしたことを反省を踏まえまして、今後より一層一つひとつの文書について、そうした議決案件かどうか、報告案件かどうかを含めて、より精査をしていく必要性があると考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。それではこうした再発防止策についてですね、実行ある計画、文書という形でですね、きちんと議長宛にですね、この案件のなぜ起こったのかと。そしてそれが今後こういう風にしてきちんと行政執行していくという形だと思いますので、そういう形で内部で調整していただいて、議長宛てにその報告書ですね、対応、処置について精査して出していただきたいということで、議長よろしいですかね。

○議長（滝口一浩君） はい。

○8番（石井芳清君） 次に移ります。えっともう1つはですね、こうした大事なものに關わらずその何て言うんですか、持ち回りで押印をしたんですね。で、大事なことこそ本当に、2市2町の経験から踏まえましてですね、町長こうして逆に提案をして、みんなで集まって調印をします。これはこういうことはまた今後もあると思いますので、これについて、こういう大事なことについて、町長どうなんでしょうか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） まあ指摘いただきました内容につきましては、2市2町、皆さんにですね、首長に申し上げてご検討させていただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 非常に大事な計画で、これちょっと持ってもらえます。これ市原市の一般廃棄物処理基本計画、2020年3月。ここに協定書があってこの計画を変更するということですね多分ね。で、それから今後やるんだと思うんですけど。当然大事なので町長、こ

れをお読みにになりましたか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 承知はしておりますが、詳しくは把握まだしておりません。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 今回だけではないと思うんですけど、きちんとこうしたものは把握をして相手の団体ですね、これから約50年以上お付き合いしていかないとならないと考えております。どういう状況があるのかということもきちんと町長としてのですね、町長としての相手方の自治体のああいふよく精査されてですね、これは私たちどうして臨むのか。例えばごみの処理の仕方、これも市原市さんと合わせていかななくてはいけない。そういうものは当然協議されるんだとは思いますが、始めるにあたって長としてこういうものをきちんと精査されて臨む。これからもあると思いますので、ぜひそういうところはきちんと今後大事な町政運営を望みたいと思います。

最後に謝罪されたわけではあります、された中で長としてどういう風に処理したんですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 謝罪をさせていただいたということでございまして、その次のことに関しては、現在お答えは用意してございません。

○議長（滝口一浩君） よろしいですか。石井議員から何点かご指摘がありましたので、この件に関しましては、町長から謝罪がありましたが、非常に重大な問題であり、議会でも調査を行います、執行部も問題点を究明するとともに、再発防止策を示していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は、承認することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第4 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡豊君） それでは、議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本改正案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定を踏まえ、特別職の賞与において改正するものであり、関連がございますので、議案説明の前に、添付しております資料により、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告の内容、また、これらを受けての町の給与改定案の内容についてご説明させていただきます。

まず議案に添付させていただきました資料1ページをご覧ください。

タイトルといたしましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告等に基づく給与条例等の一部改正についてという方で資料を添付させていただいております。まずこちらの資料につきましては、国・県の勧告概要についてまとめさせていただいております。

今回の勧告の内容でございますが、初任給をはじめ若年層に重点を置いた月例給の引き上げ並びに期末勤勉手当の支給率について、民間の支給状況等を踏まえ年間で0.1月分の引き上げを行い、令和5年度においては、12月期の期末勤勉手当にて調整する内容となっております。

資料の裏面2ページをご覧ください。

御宿町における給与改定案の内容ですが、町におきましても国・県の勧告を踏まえ、同様の措置を講じる内容となっております。

(1) ①行政職給料表の改定ですが、初任給で申し上げますと大卒新卒ベースで11,000円の引き上げとなり、給料表について若年層に重点を置きつつ、全体で1.3%の引き上げを行い、令和5年4月1日に遡って改定する内容となっております。

また、②期末勤勉手当の支給率については0.1月分の引き上げを行い、引き上げ分について令和5年度は12月期の期末手当・勤勉手当へ均等に反映、令和6年度以降の支給割合では、6月期及び備12月期の期末手当・勤勉手当に、それぞれ0.025月分ずつ均等に反映し、年間

で0.1月分の引き上げを行う内容となっております。

次に（２）任期付職員のうち特定任期付職員の期末手当の改定であり、御宿町では現在この特定任期付職員の採用はございませんが、一般職と同様、期末手当を0.1月分引き上げ、年間3.3月分を3.4月分とするものです。

最後に、（３）特別職の期末手当でございますが、特別職につきましては、直接人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の対象ではございませんが、勧告の趣旨を踏まえ、同様の改正を行うものです。

それでは、議案についてご説明いたしますので、お手元の議案書にお戻りください。

本改正案は2条建てでの改正を行っております。まず第1条は、令和5年度における期末手当の支給率を0.1月分引き上げ、12月支給分100分の215を100分の225に改めるものです。

第2条は、令和6年度以降の支給割合について規定するものであり、引き上げ分0.1月分を6月、12月の支給割合で調整するため、それぞれ支給率について100分の220に改めるものです。

附則でございますが、施行期日に関する規定であり、第1条関係は令和5年12月1日からの施行とし、第2条関係は令和6年4月1日からの施行とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第5 議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡豊君） それでは、議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例案の主な改正内容でございますが、人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づき、特別職と同様、期末勤勉手当の支給率について、0.1月分の引き上げを行うとともに、若年層に重点を置いた給料表の改定を行うものです。

改正案は4条建ての構成となっており、内容につきましては新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

新旧対照表につきましては、議案の改正文の後ろの横書きのものが新旧対照表になります。

まず新旧対照表1ページ、第1条関係でございますが、一般職の職員の給与等に関する条例の改正規定でございます。表の右側が改正前、左側が改正後になります。一般職に係る期末手当の支給率を現行の100分120から100分の125に、勤勉手当の支給率を100分の100から100分の105に改め、年間で0.1月分の引き上げを行い、また、再任用職員につきましては、期末手当の支給率を100分の67.5から100分の70に、勤勉手当の支給率を100分の47.5から100分の50に改め、年間で0.05月分の引き上げを行うほか、別表第1、行政職給料表を大卒初任給ベースで11,000円引き上げ、若年層の職員に重点を置き、給料月額を全体的に引き上げる、給料表の全部改正を行うものです。

新旧対照表の2ページから6ページにかけて給料表の記載となっております。

次に7ページをお開きください。第2条関係ですが、第1条と同様に一般職の職員の給与等に関する条例の改正規定であり、令和6年4月以降の期末手当及び勤勉手当について、引き上げ分を6月及び12月の支給割合で調整するため、一般職の職員及び再任用職員について、それぞれ所要の調整を行うものです。

8ページをご覧ください。第3条の改正規定でございますが、一般職の任期付職員の採用等

に関する条例を改正するもので、特定任期付職員の給料月額についても一般職の職員同様、全体的に引き上げを行うとともに、期末手当についても現行の支給率である 100 分の 165 を 100 分の 175 に改め、年間で 0.1 月分の引き上げを行うものです。

9 ページになりますが、第 4 条関係です。第 3 条と同様に一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正であり、特定任期付職員の期末手当を、令和 6 年 4 月以降についても年間 0.1 月分の支給率の引き上げを行うため、6 月 1 2 月の支給率をそれぞれ 0.05 月分ずつ調整を行う改正規定となっております。

最後に附則でございますが、第 1 条はこの条例の施行日に関する規定で、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行とするもので、令和 6 年度以降の改正については令和 6 年 4 月 1 日から施行し、給料表の改正は令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用するものです。

第 2 条は適用関係の規定であり、今回の改正での遡及改定に係る部分については内払とみなす規定となります。

第 3 条は、規則への委任条項です。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 3 号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第6 議案第4号 令和5年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、議案第4号 令和5年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

この度、提案いたします補正予算の主な内容は、人事院勧告などに伴う人件費の増額をするものです。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条は、令和5年度御宿町水道事業予算の第3条に定めた収益的支出を改め、支出予算について、第1款、水道事業費用を35万4,000円増額し、補正後の収益的支出の総額を3億7,085万円とするものです。

第3条は、人件費の補正に伴い、令和5年度御宿町水道事業予算の第8条に定めた、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改め、職員給与費について35万4,000円増額し、2,979万6,000円に改めるものです。

それでは、各項目の詳細について、事項別明細書により説明いたします。3ページをお開きください。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目給水及び配水費の21万9,000円の増額と第3目総係費の13万5,000円の増額は、人事院勧告などに伴う増額でございます。

なお、本補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。

今回は、収益的収支予算に係る補正であることから、業務活動によるキャッシュフローに影響があり、当年度純損失として、4,154万9,079円の赤字が生じ、業務活動全体では2,941万9,695円の増額となります。

会計全体の資金減額は4,200万2,675円となり、キャッシュフロー全体資金の期末残高は4億6,965万2,656円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 質疑なしと認めます。

○議長(滝口一浩君) 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第7 議案第5号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第5号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億590万3,000円とするものでございます。

補正の内容は、人事院勧告等に基づく給与改定に伴い、国保会計職員1名の人件費について追加補正をお願いするものです。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿って説明させていただきます。

6、7ページをご覧ください。歳入予算でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金の6万9,000円は、職員給与費等の補正額相当分を一般会計から繰り入れるものです。

8、9ページをご覧ください。歳出予算でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 節給料と 3 節職員手当の 6 万 9,000 円は、給与改定に伴い職員の給料及び職員手当を追加するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

○議長（滝口一浩君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 5 号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第 8 議案第 6 号 令和 5 年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

田邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第 6 号 令和 5 年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ 38 万円を追加し、補正後の予算総額を 11 億 3,041 万 9,000 円と定めるものでございます。補正内容は、人事院勧告に伴う人件費でございます。

各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細により説明させていただきます。

歳入予算でございます。6、7 ページをご覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）が2万8,000円。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）が7万1,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金が3万円。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）が1万4,000円。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）が3万5,000円。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）が1万4,000円。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）が3万5,000円。5目その他一般会計繰入金が7万9,000円。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金が7万4,000円です。いずれも法定負担割合に基づくものでございます。

以上、歳入予算に38万円を追加しております。

次に、歳出予算でございます。8、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が7万9,000円。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業が11万4,000円。
3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費が18万7,000円。

いずれも給与改定に伴うものでございます。

以上、歳出予算に38万円を追加しております。

説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

○議長（滝口一浩君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第9 議案第7号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

渡邊企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 議案第7号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1,012万7,000円を追加し、補正後の予算総額を39億6,596万6,000円と定めるものでございます。

それでは予算書の事項別明細書に沿ってご説明いたします。

はじめに歳入予算をご説明します。補正予算書の6ページをご覧ください。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の1,012万7,000円は、前年度からの純繰越金で、本補正予算の財源として追加するものです。

以上、歳入予算を、1,012万7,000円追加しております。

次に歳出予算をご説明いたします。8ページをご覧ください。

1款議会費から12ページの9款教育費における、2節給料、3節職員手当、4節共済費及び27節繰出金の追加は、人事院勧告等に基づく給与改定に伴う、特別職及び一般職職員に係る人件費の調整でございます。

以上、歳出予算を1,012万7,000円追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

○議長（滝口一浩君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣言

○議長(滝口一浩君) 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

○町長(石田義廣君) 令和5年第2回臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この度の臨時会におきましては、7件につきましてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましてご決定をいただき、閉会の運びとなりました。ありがとうございます。

これから、寒さも増してくると思われまます。議員の皆様方におかれましても、健康には十分ご留意くださいますようお願いを申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長(滝口一浩君) 議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

以上で、令和5年御宿町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(午後0時02分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

年 月 日

議 長 滝 口 一 浩

署名議員 塩 入 健 次

署名議員 土 井 茂 夫